情報版　広報　平成23年　4月28日　臨時号

潮来市シンボルマーク

潮来市災害対策本部からのお知らせ

防災担当副大臣 日の出地区を調査
液状化被害の支援を要望！

４月26日（火）、東日本大震災による住宅の傾きや沈下などの液状化問題で、東祥三内閣府防災担当副大臣が、日の出地区の被害状況を調査されました。案内をした松田市長は「現行法の支援金制度では、家屋の外観の損壊が重要視され、家屋の傾き、沈下などの被害では、ほとんどが支援金支給の対象とならない。支援金が支給されるよう、特別立法による液状化被害独自の支援金支給制度の創設も含め、新たな認定基準の見直しや支援金のかさ上げを検討していただきたい。」と強く要望しました。

【松田市長、稲敷市長と内閣府副大臣へ要望】

調査には、このたびの震災により液状化で甚大な被害を受けた宇井香取市長・田口稲敷市長・保立神栖市長も参加し、松田市長と同様に支援拡大を訴えました。東副大臣は、松田市長の要望に対して、「ほとんど住めないのに、一部損壊だとか、非常におかしいのではないかと、色々なところから声が上がっている。どこまで補償ができるのか、あらためて支援を検討し、できるだけ多くの方のお役に立てるようにと考えている。すでに家屋被害の専門家による議論を進めているので、できるだけ早いうちに結論を出す。被害相当の支援をできるような基準づくりを私からも申し出たい。」と話されました。

また、23日（土）に大畠国土交通大臣が、香取市の液状化被害を調査された際、松田市長は宇井香取市長・松崎浦安市長・星野我孫子市長・田中久喜市長らとともに、広範囲に広がる液状化被害への支援拡大を訴えました。茨城・千葉・埼玉3県の市長から要望を受けた大畠国土交通大臣は、液状化被害の現状に対して、「国会で理解していたものとは大きく異なり、新たな観点で大臣自ら提言する政治的な責務がある。」と述べられ、被災者生活再建支援法による、全半壊の基準にこだわらない支援策が必要との認識を示しています。

【松田市長、国土交通大臣へ要望】

◇液状化被害への支援要望の経過

4月12日　松田市長をはじめ液状化被害に遭った5市（鹿嶋市、神栖市、稲敷市、香取市）の首長、山口副知事が額賀衆議院議員の案内のもと、大畠国土交通大臣、松本内閣府防災担当大臣、石破自由民主党政調会長などへ支援拡大の要望書を提出
4月16日　福井内閣府参事官補佐が日の出地区の液状化よる被害状況を調査
4月23日　大畠国土交通大臣が香取市の液状化被害状況を調査、松田市長も同行
4月26日　東内閣府防災担当副大臣が日の出地区の液状化による被害を調査

ライフライン情報

水道・下水道の応急復旧工事が完了しました（4月24日現在）
日の出地区の皆さんには、大変ご不便をおかけしました。

これまで大変ご迷惑をおかけしておりました日の出地区の水道・下水道が、4月24日をもって、公共部分（宅地外）の応急復旧工事が、完了しました。

【お 願 い】

◆水道
- ○現状で、断水しているご家庭は、宅地内の水道管が破損し、漏水している可能性があります。漏水の場合は、市指定工事店に修理を直接ご依頼ください。
- ○応急復旧のため、十分な水量が得られない場合があります。今後、本復旧に向け、工事を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- ○洗たく等につきましては、水道の使用量が少ない時間帯（朝方、夕方以外）のご利用とともに、引き続き節水にご協力をいただきますようお願いいたします。
- ○仮設の水道管が、一部路上等に露出しておりますので、通行の際はご注意ください。

◆下水道
- ○排水はできますが、応急的な作業を施しているため、節水にご協力ください。なお、雨天時には雨水が下水管へ流れ込むため、更なる節水にご協力ください。
- ○宅地内の排水設備に補修や清掃などが必要な場合は、市指定工事店に修理を直接、ご依頼ください。

※新たな漏水箇所や破損箇所が発見された際には、一部断水となる場合もありますので、ご了承ください。

※宅地内の水道・下水道の修理につきましては、個人負担となります。
※市指定工事店の詳細につきましては、水道課・下水道課までお問い合せください。

【仮設の宅内への水道管】

【仮設の水道管】

【宅地内の亀裂の入った水道管】

＜平成23年4月使用（5月請求）分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料の特別措置について＞

東日本大震災による水道・下水道施設等被害に伴い、皆さんには大変ご不便をおかけしております。4月使用（5月請求）分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料に、ついては、次の地区について特別措置を実施させていただきます。

日の出・十番・十四番地区	特別措置により全額免除
上記以外の地区	平常どおりの請求

なお、新たな漏水の発生にともない、緊急に断水となる場合もあります。また、通常どおりの能力には、まだ回復しておりませんので、引き続き節水にご協力ください。

【問合せ】潮来市　水道課　TEL 63-1111　内線 330 ～ 333
潮来市　下水道課　〃　内線 324 ～ 326

生 活 関 連 情 報

り災証明臨時相談所 受付延長のお知らせ

期　間	時　間
4月29日（金）～5月5日（木）	連休中休まず　午前9時～午後5時まで受付します
5月6日（金）～5月31日（火）	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時まで受付します

「り災証明書」は市が住宅などの被害状況の調査を行い、その調査に基づき発行する被害認定（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）の証明書で、各種支援を受ける際に必要となります。

臨時受付場所　潮来市役所1階フロア

申請に必要な書類

①り災証明書交付申請書（受付窓口にあります。）
②位置図（自宅の場所が分かる地図）
③被害状況写真（全体・個別）
④印鑑
※3月に「り災証明書」が発行された方で、申請内容を確認し、被害認定調査の必要がある場合はご連絡させていただきます。
※り災証明書の発行については、後日、申請者へ通知します。

問合せ・相談先

り災証明書の申請などのご相談を受け付けます。
潮来市　被災者支援室　TEL 63-1111　内線 311

※現在、税務課では被害認定調査を実施しています。調査の都合上、敷地内に立ち入らせていただきますのでご了承ください。

被害状況調査の方法

家屋の被害状況調査は、**内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」**により、建物の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査で判定します**（第1 次調査）。**

外観目視調査による判定結果に対し被災者からの再調査の申請があった場合は、外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によって判定を行います**（第2 次調査）。**

なお、外観の被害に内部の被害を加味すると判定結果が上がるように思われますが、外観目視調査は内部被害を建物の外観から推定して評価するので、その結果と整合するように、内部詳細調査の構成比を改めて調整しているため、**平均的には同じ判定結果になるように設計されています。**

【被害状況調査の様子】

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として**「安全」**です。検査結果は、以下のとおりです。

内　容	放射能濃度（Bq/kg）		採取日
	放射性ヨウ素（I-131）	放射性セシウム（CS-137）	
水道水（市上水道）	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月4日
	不検出（5.4 Bq/kg未満）	不検出（5.4 Bq/kg未満）	4月11日
	不検出（4.2 Bq/kg未満）	不検出（4.5 Bq/kg未満）	4月18日
	不検出（2.6 Bq/kg未満）	不検出（4.4 Bq/kg未満）	4月25日

【検査機関】
3月24日　茨城県環境放射線監視センター
3月28日、4月4日、4月11日、4月18日
東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】
放射性ヨウ素　：300 Bq/kg以下
放射性セシウム：200 Bq/kg以下
※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では今後も放射能濃度測定を行って参ります。

問合せ　潮来市災害対策本部
TEL 63-1111　内線111、116～117

植林苗木の申し込み

市では、森林資源保護のため、伐採跡地などへ植林を推進しております。0.05ha（5畝歩）あたり、おおむね75本以上で、1本1本の間隔2.5m×2.5m以内の植栽（地目が山林への植栽のみ）をしますと補助対象となります。山林所有者で、植林を希望される方は、下記までお申し込みください。

対象樹種　ヒノキ、スギ、マツ類、クヌギ、コナラ等
申込期限　5月10日（火）
問合せ・申込先　潮来市　農政課　TEL 63-1111　内線266

行政相談

毎日の暮らしの中で、役所の仕事についてお困りのことがありましたら、ご相談ください。無料・秘密厳守。

日　時　5月18日（水）　午後1時～3時
場　所　津知公民館（学習室2）
…行政相談委員　木内　洋子さん
かすみ保健福祉センター（相談室）
…行政相談委員　明間　愛子さん

問合せ
潮来市 秘書政策課　TEL 63-1111 内線 205

災害ごみ受入証明書の発行

東日本大震災によって発生した、個人の建物災害ごみの受け入れ方法が変わりました。

4月末から、全壊及び大規模半壊と判定された家屋に限り、解体廃材を無料で受け入れることになりましたので、環境課にて「特別災害ごみ受入証明書」の申請を行ってください。

※被災者支援として、解体費用の処分費を軽減する目的で受け入れるものです。解体業者との契約の際には、ご注意ください。

受入期間　5月31日（火）まで※土・日・祝日も実施　午前10時～午後4時
受入場所　道の駅いたこ隣の空き地

【解体廃材ごみの種類】
木材・壁材（全壊・大規模半壊の家屋に限る）
※搬入には受入証明書が必要となります。
※断熱材・アスベスト・大量の割れガラスなど、受け入れできないものもあります。

【受入証明書の発行】
環境課にて、特別災害ごみ受入証明書を発行します。

【申請時に必要なもの】
・り災証明書　・被害状況がわかる写真

【注意事項】
※必ずごみの種類別に分別して搬入してください。分別されませんと受け入れできません。
※瓦・コンクリート・ブロック・大谷石は、これまでどおり、受入証明書なしで、直接搬入できます。搬入時は、地区・氏名等を確認させていただきます。
※その他の災害ごみについては、環境課までお問い合せください。
※現場係員の指示に従って搬入してください。
※事業所からの災害ごみは受け入れできません。

問合せ
潮来市　環境課　TEL 63-1111 内線 251 ～ 253
潮来市ホームページ http://www.city.itako.lg.jp/

23年度「いきいき健康体操」の日程

実施日
平成23年　5/10（火）、7/12（火）、8/16（火）、9/13（火）、10/11（火）、11/8（火）、12/20（火）
平成24年　2/14（火）、3/13（火）
時　間　午前10時～正午
場　所　かすみ保健福祉センター
※年齢・性別不問。事前申込み不要。参加費無料。

問合せ
かすみ保健福祉センター　TEL 64-5240

道の駅いたこ　無料送迎バス

5月1日（日）から、いたこ市内無料送迎バス「あやめ号」の運行を再開しますので、ぜひご利用ください。
※時刻表につきましては、通常どおりとなります。

問合せ
道の駅いたこ　TEL 67－1161

清 掃 大 作 戦

日　時　5月15日（日）小雨決行（延期：5月22日）
内　容　市内全域の道路沿い等の空き缶拾い・ゴミ拾い
※燃やせるごみと缶・ビン類を分けて出してください。
※午前8時30分から回収に回りますので、作業の目安にしてください。

延期の場合のみ当日の朝7時に防災無線でお知らせします

清掃大作戦では、災害による砂・瓦・石・ブロック類・粗大ごみ(家電・自転車など)については、回収できませんので、ご了承ください。

問合せ
潮来市　環境課　TEL 63-1111 内線252

市民あやめ園整備事業

市民と観光客に喜ばれるあやめ園にするために清掃作業を行いますのでご参加、ご協力をお願いします。

日　時　5月15日（日）午前9時～11時（小雨決行）
集合場所　潮来ホテル脇駐車場
作業場所　前川あやめ園（潮来ホテル前）
内　容　園内の除草及び清掃、補植等
その他　除草道具は各自持参、作業のしやすい服装でお願いします。雨天の場合は午前7時に態度決定を防災無線でお知らせします。

問合せ　潮来市　観光商工課　TEL 63－1111　内線 244

第60回水郷潮来あやめまつり 開催決定

このたびの震災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていた「水郷潮来あやめまつり」ですが、水郷潮来観光協会，潮来市商工会をはじめとした、多数のあやめまつり協力団体の皆さんからのあやめまつり開催を望む声や、市内外からの多くのお問い合わせや応援メッセージを検討させていただいた結果、第60回水郷潮来あやめまつりの開催を決定いたしました。

期　間　5月21日（土）～6月26日（日）
内　容
嫁入り舟運航、宵の嫁入り舟運航、ろ舟遊覧船運航等
※震災の影響により、園内で一部通行できないところがありますが、安全確保のためご了承願います。

問合せ
潮来市　観光商工課
TEL 63-1111　内線 241 ～ 245

広報いたこ情報版 臨時号 平成23年4月28日発行 発行者 潮来市長 柏田千春（広報に関するお問い合せは秘書政策課 TEL. 63-1111内線209まで）